

議案第 5 号

沖縄県立学校職員及び県費負担教職員の標準的な職を定める規則について

以下の理由により、沖縄県立学校職員及び県費負担教職員の標準的な職を定める規則案を別紙のとおり提出する。

平成28年 3月17日提出

沖縄県教育委員会教育長 諸見里 明

理 由

平成26年 5月14日に地方公務員法等の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）が公布され、職制上の段階及び職務の種類に応じ、標準的な職を任命権者が定めることとされた（改正後の地方公務員法第15条の2第2項）ことから、同法に基づく標準的な職を定めるための規則を制定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

地方公務員法

（昭和25年法律第261号）

第15条の2

2 前項第五号の標準的な職は、職制上の段階及び職務の種類に応じ、任命権者が定める

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立学校職員及び県費負担教職員の標準的な職を定める規則

(現業業務以外の職務に係る標準的な職)

第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第15条の2第2項に規定する標準的な職は、次の表の左欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職務の種類	職制上の段階	標準的な職
1 校務をつかさどり、所属職員の監督等を行う職務	1 沖縄県立高等学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第7号。以下「高等学校管理規則」という。)第48条第1項に規定する校長、沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号。以下「特別支援学校管理規則」という。)第43条第1項に規定する校長及び沖縄県立中学校管理規則(平成18年沖縄県教育委員会規則第13号。以下「中学校管理規則」という。)第25条第1項に規定する校長並びに市町村立小学校及び中学校の校長の属する職制上の段階	校長
	2 高等学校管理規則第48条第2項に規定する副校長、特別支援学校管理規則第43条第2項に規定する副校長及び中学校管理規則第25条第2項に規定する副校長並びに市町村立小学校及び中学校の副校長の属する職制上の段階	副校長
2 校務を整理し、幼児又は児童生徒の教育、指導等を行う職務	高等学校管理規則第48条第1項に規定する教頭、特別支援学校管理規則第43条第1項に規定する教頭及び中学校管理規則第25条第1項に規定する教頭並びに市町村立小学校及び中学校の教頭の属する職制上の段階	教頭
3 校務の一部を整理し、幼児又は児童生徒の教育、指導等を行う職務	高等学校管理規則第48条第2項に規定する主幹教諭、特別支援学校管理規則第43条第2項に規定する主幹教諭及び中学校管理規則第25条第2項に規定する主幹教諭並びに市町村立小学校及び中学校の主幹教諭の属する職制上の段階	主幹教諭
4 幼児又は児童生徒の教育、指導等を行う職務	高等学校管理規則第48条第1項に規定する教諭並びに同条第2項に規定する助教諭及び講師、特別支援学校管理規則第43条第1項に規定する教諭並びに同条第2項に規定する助教諭及び講師並びに中学校管理規則第25条第1項に規定する教諭及び同条第2項に規定する助教諭及び講師並びに市町村立小学校及び中学校の教諭、助教諭及び講師の属する職制上の段階	教諭
5 幼児又は児童生徒の保健教育、保健指導等を行う職務	高等学校管理規則第48条第1項に規定する養護教諭及び同条第2項に規定する養護助教諭、特別支援学校管理規則第43条第1項に規定する養護教諭及び同条第2項に規定する養護助教諭並びに中学校管理規則第25条第1項に規定する養護教諭及び同条第2項に規定する養護助教諭並びに市町村立小学校及び中学校の養護教諭及び養護助教諭の属する職制上の段階	養護教諭
6 幼児又は児童生徒の栄養教育、栄養指導等を行う職務	特別支援学校管理規則第43条第2項に規定する栄養教諭並びに市町村立小学校及び中学校の栄養教諭の属する職制上の段階	栄養教諭
7 実習に従事する職員の職務	高等学校管理規則第48条第2項に規定する実習助手及び特別支援学校管理規則第43条第2項に規定する実習助手の属する職制上の段階	実習助手
8 寄宿舎の指導に従事する職員の職務	特別支援学校管理規則第43条第3項に規定する寄宿舎指導員の属する職制上の段階	寄宿舎指導員
9 学校給食に従事する職員の職務	1 特別支援学校管理規則第49条第1項に規定する学校栄養主査及び中学校管理規則第30条第1項に規定する学校栄養主査並びに市町村立小学校及び中学校の学校栄養主査の属する職制上の	学校栄養主査

	段階	
	2 中学校管理規則第30条第1項に規定する主任並びに市町村立小学校及び中学校の主任の属する職制上の段階	主任
	3 特別支援学校管理規則第49条第1項に規定する学校栄養職員及び中学校管理規則第30条第1項に規定する学校栄養職員並びに市町村立小学校及び中学校の学校栄養職員の属する職制上の段階	学校栄養職員
10 学校事務を総括する職員の職務	1 高等学校管理規則第53条第1項に規定する事務長（名護高等学校、コザ高等学校、那覇高等学校、首里高等学校、知念高等学校、宮古高等学校及び八重山高等学校の事務長に限る。）の属する職制上の段階	事務長（課長級）
	2 高等学校管理規則第53条第1項に規定する事務長（沖縄県教育委員会教育長が別に定める事務長に限る。）、特別支援学校管理規則第48条第1項に規定する事務長（沖縄県教育委員会教育長が別に定める事務長に限る。）及び中学校管理規則第29条第1項に規定する事務長（沖縄県教育委員会教育長が別に定める事務長に限る。）の属する職制上の段階	事務長（班長級）
	3 高等学校管理規則第53条第1項に規定する事務長（10の項の1号及び2号に規定する事務長を除く。）、特別支援学校管理規則第48条第1項に規定する事務長（10の項の2号に規定する事務長を除く。）及び中学校管理規則第29条第1項に規定する事務長（10の項の2号に規定する事務長を除く。）の属する職制上の段階	事務長（主査級）
11 学校事務に従事する職員の職務	1 中学校管理規則第29条第1項に規定する事務主幹並びに市町村立小学校及び中学校の事務主幹の属する職制上の段階	事務主幹
	2 高等学校管理規則第53条第1項に規定する事務主査、特別支援学校管理規則第48条第1項に規定する事務主査及び中学校管理規則第29条第1項に規定する事務主査並びに市町村立小学校及び中学校の事務主査の属する職制上の段階	事務主査
	3 高等学校管理規則第53条第1項に規定する副主査及び主任、特別支援学校管理規則第48条第1項に規定する副主査及び主任並びに中学校管理規則第29条第1項に規定する副主査及び主任並びに市町村立小学校及び中学校の副主査及び主任の属する職制上の段階	主任
	4 高等学校管理規則第53条第1項に規定する事務主事、特別支援学校管理規則第48条第1項に規定する事務主事及び中学校管理規則第29条第1項に規定する事務主事並びに市町村立小学校及び中学校の事務主事の属する職制上の段階	事務主事
12 実習船を指揮監督する職務	高等学校管理規則第54条の2第1項に規定する船長の属する職制上の段階	船長
13 実習船に乗り込み行う職務	1 高等学校管理規則第54条の2第1項に規定する機関長の属する職制上の段階	機関長
	2 高等学校管理規則第54条の2第1項に規定する一等航海士、一等機関士、通信長及び指導教官の属する職制上の段階	一等航海士
	3 高等学校管理規則第54条の2第1項に規定する二等航海士、二等機関士、三等機関士、通信士、甲板長、操機長、操舵手及び司厨長並びに第54条の3第1項に規定する主任の属する職制上の段階	船員
	4 高等学校管理規則第54条の3第1項に規定する甲板員、機関員及び司厨員の属する職制上の段階	乗組員

(現業業務に係る標準的な職)

第2条 現業業務に従事する職の地方公務員法第15条の2第2項に規定する標準的な職は、次の表の左欄に掲げる職務の種類に応じ、右欄に掲げるとおりとする。

職務の種類	標準的な職
高等学校管理規則第54条第1項に規定する農業技術補佐員、調理員、用務員及び技術職員、特別支援学校管理規則第49条第1項に規定する調理員、介助員、用務員、警備員、副主査、主任及び技術職員並びに中学校管理規則第30条第1項に規定する調理員及び用務員	現業職員

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

規則案の概要説明

課名 学校人事課

1 件名

沖縄県立学校職員及び県費負担教職員の標準的な職を定める規則

2 制定の経緯及び必要性

平成26年5月14日に地方公務員法等の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）が公布され、職制上の段階及び職務の種類に応じ、標準的な職を任命権者が定めることとされた（改正後の地方公務員法第15条の2第2項）ことから、同法に基づく標準的な職を定めるための規則を制定する必要がある。

3 制定案の概要

- (1) 校務をつかさどり、所属職員の監督等を行う職務に係る標準的な職について定める。（第1条表1）
- (2) 校務を整理し、幼児又は児童生徒の教育、指導等を行う職務に係る標準的な職について定める。（第1条表2）
- (3) 校務の一部を整理し、幼児又は児童生徒の教育、指導等を行う職務に係る標準的な職について定める。（第1条表3）
- (4) 幼児又は児童生徒の教育、指導等を行う職務に係る標準的な職について定める。（第1条表4）
- (5) 幼児又は児童生徒の保健教育、保健指導等を行う職務に係る標準的な職について定める。（第1条表5）
- (6) 幼児又は児童生徒の栄養教育、栄養指導等を行う職務に係る標準的な職について定める。（第1条表6）
- (7) 実習に従事する職員の業務に係る標準的な職について定める。（第1条表7）
- (8) 寄宿舎の指導に従事する職員の職務に係る標準的な職について定める。（第1条表8）
- (9) 学校給食に従事する職員の職務に係る標準的な職について定める。（第1条表9）
- (10) 学校事務を総括する職員の職務に係る標準的な職について定める。（第1条表10）
- (11) 学校事務に従事する事務職員の職務に係る標準的な職について定める。（第1条表11）
- (12) 実習船を指揮監督する職務に係る標準的な職について定める。（第1条表12）
- (13) 実習船に乗り込み行う職務に係る標準的な職について定める。（第1条表13）
- (14) 現業業務に従事する職務に係る標準的な職について定める。（第2条）

4 根拠法令

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第2項

根拠法令資料

●地方公務員法

(勤務成績の評定)

第四十条 任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。

2 人事委員会は、勤務成績の評定に関する計画の立案その他勤務成績の評定に関し必要な事項について任命権者に勧告することができる。

●(改正) 地方公務員法(平成28年4月1日施行)

(定義)

第十五条の二 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 採用 職員以外の者を職員の職に任命すること(臨時的任用を除く。)をいう。

二 昇任 職員をその職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。

三 降任 職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。

四 転任 職員をその職員が現に任命されている職以外の職員の職に任命することであつて前二号に定めるものに該当しないものをいう。

五 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な職(職員の職に限る。以下同じ。)の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として任命権者が定めるものをいう。

2 前項第五号の標準的な職は、職制上の段階及び職務の種類に応じ、任命権者が定める。

3 地方公共団体の長及び議会の議長以外の任命権者は、標準職務遂行能力及び第一項第五号の標準的な職を定めようとするときは、あらかじめ、地方公共団体の長に協議しなければならない。

第三節 人事評価

(人事評価の根本基準)

第二十三条 職員の人事評価は、公正に行われなければならない。

2 任命権者は、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。

(人事評価の実施)

第二十三条の二 職員の執務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならない。

2 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、任命権者が定める。

3 前項の場合において、任命権者が地方公共団体の長及び議会の議長以外の者であるときは、同項に規定する事項について、あらかじめ、地方公共団体の長に協議しなければならない。

(人事評価に基づく措置)

第二十三条の三 任命権者は、前条第一項の人事評価の結果に応じた措置を講じなければならない。

(人事評価に関する勧告)

第二十三条の四 人事委員会は、人事評価の実施に関し、任命権者に勧告することができる。

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(勤務成績の評定)

第四十六条 県費負担教職員の勤務成績の評定は、地方公務員法第四十条第一項の規定にかかわらず、都道府県委員会の計画の下に、市町村委員会が行うものとする。

●(改正) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(平成28年4月1日施行)

(人事評価)

第四十四条 県費負担教職員の人事評価は、地方公務員法第二十三条の二第一項の規定にかかわらず、都道府県委員会の計画の下に、市町村委員会が行うものとする。